

中野サンプラザ内に保管しているポリ塩化ビフェニル
廃棄物の保管及び処理等に関する覚書

厚生労働省及び株式会社まちづくり中野21（以下「所有会社」という。）は、中野サン
プラザ（東京都中野区中野四丁目1番1号）内に保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物
（以下「PCB廃棄物」という。）の保管及び処理等に関して、以下の事項を確認する。

第1条（対象）

本覚書で対象とするPCB廃棄物は、「平成16年9月29日付け機構と所有会社間に
て締結の売買契約（以下「売買契約」という。）」の締結日現在において、中野サンプラ
ザ内に保管されていた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措
置法（以下「ポリ塩化ビフェニル特別措置法」という。）」第2条第1項に規定する廃棄
物に該当するものとする（以下、対象PCB廃棄物を「本PCB廃棄物」という。）。

第2条（保管状況等の届出）

厚生労働省及び所有会社は、本PCB廃棄物について、ポリ塩化ビフェニル特別措置
法第2条第2項に定める事業者は厚生労働省であることを確認する。当該廃棄物につき、
ポリ塩化ビフェニル特別措置法第8条に規定する都道府県知事への保管状況等に関する
届出は、厚生労働省が行う。

第3条（厚生労働省の責務）

ポリ塩化ビフェニル特別措置法第3条に規定するPCB廃棄物の処理は、厚生労働省
の責任において行うものとし、本PCB廃棄物の処理にかかる一切の費用は、厚生労働
省が負担する。

第4条（届出時期）

厚生労働省及び所有会社は、前条に定める本PCB廃棄物の処理は、売買契約第12
条に規定されている指定期間経過後に、法令の定めに従い行うことを確認する。

第5条（保管場所の賃借料）

所有会社は、売買契約の締結日現在においてPCB廃棄物を保管していた場所を、引
き続き保管場所として無償で厚生労働省に提供する。

第6条（その他）

本覚書に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じたときは、双方誠意を持って協議し、
問題の解決に当たるものとする。

以上の合意を証するため、本覚書2通を作成の上、厚生労働省及び所有会社はそれぞ
れ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年10月1日



東京都千代田区霞が関1
厚生労働省職業安定局
総務課長 大西康太郎

東京都中野区中野四丁目1番1号
株式会社まちづくり中野2
代表取締役 金野晃